事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領の改正について(報告)

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
- (1)省令の改正内容

建物の4階以上に保育所の乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設置する場合の避難用の階段の基準について見直し。

## (改正前)

- 常用として屋内避難階段、特別避難階段又は屋外避難階段を設けること
- ・避難用の階段として、屋外避難階段を設けること

## (改正後)

- 常用として屋内避難階段、特別避難階段又は屋外避難階段を設けること
- ・<u>避難用の階段として、特別避難階段に準じた屋内避難階段、特別避難階段、</u> 屋外傾斜路又は屋外避難階段を設けること
- (2) 改正省令の公布日、施行日

公布日 平成 26 年 4 月 30 日

施行日 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行する ※平成27年4月1日予定

- 2 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金支給要領の改正
- (1)支給要領の改正内容

事業所内保育施設において、乳児室、保育室を4階以上に設ける場合、<u>支給要領により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準と同様の要件を定めている</u>ことから、同基準の一部を改正する省令と同様の改正を行う。

- ・ただし、避難用の屋外階段について、自治体が条例による定めをしている 場合は、条例に基づく設備、構造とすること
- (2)支給要領の施行日、改正日 改正省令の施行日と同日。 ※平成 27 年 4 月 1 日予定
- (3) 支給要領改正の周知について

平成 26 年 6 月 2 日の労働政策審議会雇用均等分科会にて報告後、パンフレット等により、改正省令と同様の改正を行う予定であることを明記し、周知する